



## 第3章 計画の理念と目標

### 1. 3つの原則

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次障がい者計画以来の考え方を継承して、計画の前提となる「3つの原則」を次のとおりとします。

#### 1 基本的人権を尊重し、差別を禁止する

障がいのある人も、ない人も平等に、基本的人権をもった一人の個人として、その尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そのことが実現されるためには、わたしたち市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し、障がいのある人への理解に努めていくことが前提となります。

障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の人権を侵害する行為は、禁止されなければなりません。

障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、除去されなければなりません。

#### 2 地域共生の社会に向かう

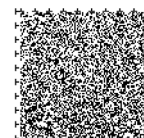
すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通や情報の取得・利用のための手段についての選択の機会が確保されなければなりません。

#### 3 みんなで取り組む

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」には、障がいのある人の自立と、障がいのある人がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現のため、「市民の責務」「事業所等の責務」「市の責務」を定めており、「みんなで取り組む」ことを原則としています。



## 2. 基本理念と目標

本計画がまちの将来像として描く「基本理念（めざすまちの将来像）」については、「一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省」とします。

また、基本理念を実現するため、より具体的なまちの姿を5つ描くとともに、基本理念や現状・課題を踏まえて、本市のまちづくりにおいて達成を図る目標を4項目掲げます。

### めざすまちの将来像（基本理念）

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

